

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称:社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 津志田つばさ園		種別:保育所
代表者(職名)氏名:園長 戸塚 律子		定員・利用人数: 90名・108名
所在地:盛岡市津志田西二丁目19番58号		
TEL:019-656-6252		ホームページ: http://www.morioka-fukushi.jp/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日:平成24年12月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 理事長 瀧野 常實		
職員数	常勤職員: 22名	非常勤職員: 9名
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	園長 1名	保育士 5人
	主任保育士 1名	調理員 3人
	保育士 16名	時間雇用職員(清掃) 1人
	栄養士 1名	
	看護師 1名	
	調理員 1名	
	主任兼保育士(事務) 1名	
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	保育室6室・ほふく室1室	沐浴・調乳設備完備
	調理室 有	ランチルーム
	事務室 有	保健室完備
	遊戯室 有	多目的
		会議室・器具庫

③理念・基本方針

保育理念 「一人一人の子どもを大切に、生きる力を豊かに育てていきます。」

つねに笑顔で楽しむ心を大切に保育します。

ばいりていあふれる子どもたちのすこやかな成長を願い保育します。

さらに子育てを楽しむことができるよう、あたたかな支援を行っていきます。

保育方針

- ・安全な環境の下で、子ども・家庭・職員が安心して過ごすことができる生活の場となることを目指します。
- ・子どもの視点に立って、その子を受け入れ、寄り添いながら保育します。
- ・友だちとの関わりの中で、個々のちがいを認め、思いやりや親しみの心を育てていきます。
- ・五感を刺激し、感性や好奇心、探究心、思考力を養っていきます。

- ・子どものもっている力をのびのび発揮し、意欲をもって生活できるようにします。
- ・家庭、保育園そして地域が一体となった子育てをしていきます。

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- ・延長保育（18時～19時）
- ・発達支援児保育
- ・乳児保育（0歳児保育）
- ・園開放（つばさ広場～保育園に入所していない親子が遊びに来ます。）

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年7月28日（契約日）～ 平成28年3月10日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回目

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

○ 子どもが安心して生活できる保育環境と保育内容や方法への配慮

集団保育の中で子ども同士が共に育ちあえるよう、必要な手立てや配慮を個別指導計画に盛り込み、実施している。また、子どもの状況に応じた物的環境も整えられている（廊下には物を置かずスペースを確保、その子に合わせた手づくり椅子、玄関にはスロープを設置、車いすで使用できるトイレの設置など）。人的環境としては、長年発達障がい児の専門施設で経験を積んだ職員を配置し、その職員が中心となり、子どもの苦手な分野に即した小集団の指導に取り組んでいる。保護者との連携では、関係機関との連携も含め情報や支援方法等を共有するとともに、記録にも残し、計画に盛り込みながら家庭と保育園が一緒に取り組めるよう配慮されている。職員研修も実施されているが、今後は研修計画を立てることで継続的に職員の資質向上につなげていくことが期待される。

◇ 改善が求められる点

○ 中長期計画の具体化と収支計画の策定

中・長期計画において理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしており、保育園の自主自立に向けた取組の考え方や今後の事業展開についての計画案が示されている。しかしながら、中・長期計画には、数値目標や具体的な成果の設定がなく、実施状況の評価を行えるような内容とはなっていない。また、今後、組織として取り組むべき事業や施設の整備、職員体制の整備等を考慮すると、中・長期の事業計画を実現するためには財務面の裏付けも不可欠であり、「中・長期収支計画」を策定することも求められる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

評価をいただきありがとうございます。受審を受ける過程の中で自己評価、園評価を職員で共有することができ、連携やスキルアップにつながったと感じております。

今回の第三者評価で今後の保育園運営、保育内容において、目指すべき目標をたくさんいただきました。（課題・改善点・確認できたこと・より共有していかなければならないこと等）真摯に受け止め、今後に向けてより良い方向を探って参ります。

高い評価をいただいた項目に対しましても、職員と定期的に話し合い深めていけるよう、さらに努力いたします。

福祉の面から子どもの最善の利益を守ることを責務とし、保護者、職員、地域と協働しながら、質の高い保育を目指して参りたいと存じます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【津志田つばさ園】

評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(福祉施設・事業所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。</p> <p>津志田つばさ園では、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の運営理念との整合性を図りながら、「一人一人の子どもを大切にしながら、生きる力を豊かに育んでいきます」という願いを込めた保育理念を定め、『つ・ば・さ』を文頭に掲げる基本方針で具体的な保育の方向性が明確に示されている。理念や方針は園のしおりやパンフレット、ホームページ等に記載され、事務室前にも掲示して利用者等にも周知を図っている。職員には理念カードを携帯させて常に理念を意識させるようにし、年度初めにおける打ち合わせ時での確認、定期的な会議・園内研修等で理念の意味を深める説明をして周知と理解を促すための取組を継続している。また、保護者や地域に対しても、入園説明会や新年度の挨拶の中で必ず理念を盛り込み、しおりや玄関の掲示、園だより等で周知の取組を行っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>保育所が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題の把握については、毎月、法人主催の施設長会議において運営事業に関する福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析データを作成して報告し検討をしている。また、園長会や地域の集まり、民生委員からの情報や、子ども未来課の行政説明等を通して地域の児童増の実態から見える保育需要度の推移や、子ども子育て支援法、保育新制度、行政説明などの情報を得ながら保育事業経営を取り巻く環境や福祉の動向把握に努めている。法人においては、定員増や保育施設の拡充を視野に見据えた、将来の地域のニーズに応えられるような検討が行われている。中長期計画において、今後の保育園のビジョンが明文化されている。</p>		
3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>経営状況や改善すべき課題等は法人本部に報告し、施設長会議において管理運営状況、中・長期計画等で現状分析を行い、課題・解決策を示しながら数年先を見越した取組を明らかにしている。また、経営状況等に関することは職員会議の議題として取り上げ職員にも周知している。また、保育内容、クラス運営、課題等は会議や園内研修の中で職員と話し合い、解決改善策を共有しながら取組を進めている。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。</p> <p>中・長期計画において理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしており、保育園の自主自立に向けた取組の考え方や今後の事業展開についての計画案が示されている。しかしながら、中・長期計画には、数値目標や具体的な成果の設定がなく、実施状況の評価を行えるような内容とはなっていない。また、今後、組織として取り組むべき事業や施設の整備、職員体制の整備等を考慮すると、中・長期の事業計画を実現するためには財務面の裏付けも不可欠であり、「中・長期収支計画」を策定することも求められる。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5 単年度の事業計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。 事業計画は、法人の理念や中・長期計画との整合性を図りながら、津志田つばさ園としての単年度における事業内容を示している。また、事業計画は保育理念や運営方針、保育目標に基づいた保育計画であり、保育所保育指針に示されたねらい及び保育内容が総合的に展開されるように編成され、地域に根ざした事業や保護者支援、行事予定などの項目も記述されている。しかし、単年度の計画については、年度終了時に実施状況の評価が可能であることが不可欠なので、当該年度における具体的事業や保育等に関わる内容等を数値目標化しながら分析ができるようにすることが求められる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 事業計画が前年度の反省や課題をもとに職員参画や意見の集約・反映のもとで、定められた手順(様式・提出日・会議での検討等)で行われ策定されている。また、事業計画が職員会議や研修会において説明されており、理解を促すための取組を行っている。しかし、事業計画の実施状況の評価・見直しが十分になされていない。事業計画は、実施状況が具体的に数値化等で分析し、評価の結果にもとづいて事業計画の見直しが行われることが求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
<p>評価者コメント7 事業計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 保育内容や事業計画の主な内容は保護者会総会で説明し了承を得ており、園のしおりや行事計画を配布し、園だよりや玄関ボード掲示等でも適宜に知らせている。また、保護者等参加事業については案内文を作成して配布し、主旨の理解や協力を得ている。事業の主な内容は、配布文書の他にクラスだより、クラスボード、クラスごとに工夫した掲示物において周知説明の工夫もなされている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 津志田つばさ園では、保育課程を基準にした保育計画をもとに実施し、定期的な会議の中で見直しと改善を行いながら質の向上を図っている。保育者の自己評価については定められた評価基準にもとづいて年に1回以上個別面談を行うこととし、組織として実施されている。ただし、第三者評価については今回が初めての受審であり、福祉サービスの内容や実施状況についても組織的に評価(C: Check)を行う体制の整備が望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 保育士の自己評価は年度末に行い、園内研修の中で自己の課題、クラスの課題、保育園全体の課題を見出し、共有化を図って改善策を見出している。また今年度の第三者評価の受審にあたり、計画に沿って職員が参画し取り組んでいる。しかし、園全体の評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題、具体的な改善策や改善計画、改善の実施された取組の経過が文書化されていない。今後は、保育所の自己評価や第三者評価の結果を改善の課題の明確化という観点で捉え、改善実施に向けた取組に期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 津志田つばさ園の管理者(園長)は、園だより、事務分担表で自らの役割と責任を明記するとともに、職員会議や研修会等で職員へも表明し理解を図っている。また、法人主催の施設長会議や私立保育園園長会に毎月出席し、福祉の動向やニーズを把握しながら管理運営の方向性も見出している。事務分担表において個々の職員の役割を明確にし、個別面談を行うことにより職員の仕事や心身の状況、要望等を把握しながら、職場環境を整え仕事への意欲向上も図っている。さらに、有事の際は、マニュアルにおいて自らの責任を明確にしており、現場や保護者への対応が的確にできるよう備えている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 園長は、事業団職員就業規則や社会一般的なルール、仕事上守らなければならない法令等を理解しており、職員に対して服務規程、倫理要綱、心構え等を年度初めや期ごと周知・指導し、保育の節目に確認している。また、園内研修や職員会議で児童福祉法等に関する読み合せや、各種研修会、私立保育園園長会、保育所協議会等に参加して収集した情報を会議や回覧で職員に伝達し、必要な法令・規則・マニュアル等はファイルに綴って各保育室に常備し、周知を図っている。今後は、福祉サービスを提供する組織として法定等を遵守した事業経営が求められ、将来の職員の増員が予想されることから、福祉分野に限らず雇用・労働や防災、食品や環境など、法人本部と連携して遵守すべき関係法令等の更なる整備やリスト化が望まれる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 園長は、保育課程、保育計画等の指導や保育内容の確認、見直しについて自ら進んで行っている。職員に対しては、個人面談や保育士自己評価で見た課題についてアドバイスやカンファレンスに取組み、個人研修台帳、園内研修、外部研修等の研修体制作りを行ってスキルアップを図っている。また、各種研修や会議、保育協議会、子ども未来課との関わり、地域との関わりの中で情報収集を行って職員に伝達、指導して質の向上を図っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 園長は法人本部と連携しながら、組織の理念や基本方針の実現に向けた保育所の運営管理や、理念に基づき子どもの心に寄り添った保育展開ができるように職員と意見交換をし、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。運営の改善や業務の実効性の向上に向けては、職員間の日々の報告、連絡、相談、周知、コミュニケーションなどを大切に取組を行い、年次休暇、福利厚生、児童の割合に対する職員配置、園内研修や職員会議における雰囲気づくり等、働きやすい環境の整備に指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 津志田つばさ園を経営する社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団の中・長期計画に、福祉人材の確保と育成に関する方針が明示されており、必要な福祉人材が確保されている。現在保育所での職員配置は基準以上を満たしており、朝夕の対応職員、発達支援対応職員、週休対応職員、給食対応職員(栄養士配置)、環境整備職員などは園児数を確認しながら、随時本部と話し合い人材を確保している。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>津志田つばさ園を運営する社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団では、倫理綱領、保育士倫理綱領、職員の心構えに「期待される職員像」を示している。人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)も明確に定められている。しかし、総合的な人事管理について、法人の中・長期計画の中に人事考課制度の導入や事業団職員のキャリアアップの体制の構築が掲げられており、一定の人事基準にもとづき職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価、処遇改善の必要性等の評価・分析等の具体的な取組はこれからとしており、今後に期待する。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>職員の就業状況は勤務表や出勤簿・時間外命令簿等に依り確認しており、就労意向については、異動希望調査や労働条件通知書において把握出来るように法人の労務管理体制のなかで明確にしている。定期的に職員との個人面談も行って意向や意見を吸い上げるようにし、希望の聴取をもとに総合的な福利厚生事業の実施や、安全衛生管理規程による健康と安全の確保や交流、親睦を図り、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>組織として、事業団職員倫理綱領、保育士倫理綱領、保育従事者心得において「期待する職員像」を明確にしている。また、保育方針に職員としての姿勢を文書化して自覚と責任を意識づけ、個人目標、自己評価、面談シートに沿って職員ひとり一人の個人目標を設定している。個人目標については年度初めに個人面談して設定し、年度末に再度面談と自己評価チェックを行ない、面談後は個々にコメントを返して次の目標につなげるなど、職員のスキルアップが図られるように行われている。しかしながら、個人目標の設定は、組織の必要とする知識・技術水準に応じた目標項目、目標水準等が明確にされたものでない他、進捗状況の確認が十分ではないため、今後の取組が期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>保育所の保育方針等に保育園職員としての基本姿勢を文書化しており、必要な教育・研修が実施されている。研修の履歴や必要とされる専門技術や専門資格については個人研修台帳に記載されているが、定期的に教育・研修計画の内容やカリキュラム、教育・研修の実施の評価と見直しは十分とはいえない。現在、中長期計画の中で人材育成や研修体系の見直しがなされ、人事考課制度や研修体系の構築が検討されているので、今後、組織として職員の教育・研修に関する研修体制が確立され、策定された計画が適切に実施されることに期待する。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて教育・研修の機会が確保されているが、教育・研修が実施が十分ではない。</p> <p>津志田つばさ園では、研修に関する情報提供を適切に行って参加を勧奨し、業務に支障がない範囲で職員が満遍なく研修等に参加できるよう計画的に実施している。今後は、職員の経験や能力に配慮した個別的なOJT(階層別研修等)の機会も確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を適切に実施するため、組織の研修体系の中に明示されることが求められる。また、研修成果の評価分析(研修参加者の報告レポートの評価・分析)が次の研修計画に反映させるために、適切な教育・研修の実施が望まれる。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>実習生受け入れ要項に基づいて実習生を受け入れ、実習内容については実習担当者と十分に話し合い実習指導計画案の確認を密に行いながら実施している。実習生受け入れに当たっては実習前のオリエンテーションで実習プログラムを組み、職員に対しても実習生受け入れ要綱の周知、実習指導の方法を確認している。また、学校側とは実習生巡回の際に実習内容について連携してプログラムを作成するとともに、実習生受け入れや就職の状況等を話題にしながら学校との連携を図っている。なお、保育所の事業計画のなかにも、福祉サービスに関わる専門職の教育・育成に関する施設として、実習生の受け入れの明文化を勧めたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>ホームページに、法人(施設・事業所)の理念や基本方針、ビジョン、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算・決算情報を公開し、法人(施設・事業所)の存在意義や役割を明確にしている。毎年、事業報告や収支決算報告のほか、保育所の活動内容や苦情解決、相談の体制や内容にもとづく改善・対応などについても園だよりや地域版園だよりに記載して利用者や地域に配布し公表している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。</p> <p>法人並びに保育所は、各種規程に沿った業務の実施や意思決定の手続き、事務分担、財務管理(会計処理)、取引・契約関係等に関するルールが明確にされており、職員にも周知されている。法人による監査は定期的実施され、理事会において適正であると確認を受けているが、今後は、必要に応じて外部の専門家を活用してチェックや助言を得ることも求められる。法人で税理士等による外部監査の導入等について検討されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>津志田つばさ園の保育課程に地域との交流を広げることを目的とした基本的な考え方を文章化している。保育所の理解を得るため、津志田地区福祉推進会や盛岡市津志田老人センター(たろっこ館)を通して地域の情報を得ており、また、保育園から地域版園だよりの回覧を町内会にお願いして、折々の保育園の様子を地域に伝えている。地域の行事(SANSA祭り・老人介護施設アットホーム団らん夏祭り・たろっこ祭り等)にも進んで参加して、保育所の存在の浸透を図っている。園児が散歩や行事参加の際に積極的に挨拶や声かけを行いながら地域の住民との親交も深めている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>ボランティア受け入れについての基本姿勢は、ボランティア受け入れ要綱に明記している。ボランティアは、実習前の学生ボランティアや読み聞かせボランティア、サッカー教室ボランティア、畑交流等であり、事前に連絡を取って内容や活動確認・環境設定・日程等を確認し、週案にも盛り込んで受け入れている。特に、保育実習前の学生ボランティアが学校教育への協力と考えて受け入れている。今後は、ボランティア受け入れについての基本姿勢を事業計画に明示するとともに、より詳細に定められたボランティア受け入れマニュアルの整備や地域や学校教育等への積極的な協力依頼など、ボランティア受け入れ体制の整備が望まれる。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果	
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>福祉サービスを提供するために必要となる関係機関や団体(嘱託医、病院リスト、療育センター、学校関係、消防署、保健所、総合福祉センター、社協、警察、子ども未来課、保育所協議会等)の連絡リストを作成して職員に周知し、連絡先電話帳や緊急対応マニュアル等を備えつけて随時活用できるようにしている。また、嘱託医、消防署、たろっこ館、子ども未来課、津志田地区福祉推進会、主任児童委員、保育所協議会、小学校、いるか教室、社協等と適宜に連携を図っている。県の相談センター、保健師等からの入所児に関する問い合わせに関しても、解決に向けて協働して取組を行っている。就学先の小学校や児童センター等と連携し、卒園児のアフターケアにも努めている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果	
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</p> <p>保育園の施設見学や、園開放での相談を随時受け付けている。子育て事業として定期的に園開放「つばさ広場」を実施し、保育園に入っていない地域親子に遊びの場や交流の場を提供している。また、園開放の際に、子育て情報(発達ワンポイントや、絵本の紹介・効用等)や育児相談も受けている。災害時には、備蓄(ミルク、おむつ、水、暖、アルミシート等)の提供や保育園の開放も視野に入れた災害時マニュアルを作成している。老人福祉センターや商業施設等に子どもたちが出向いて踊りの披露をしたり一緒に歌を歌うなどして、子どもたちの元気な姿を見せることも地域の活性化に繋がっていると考えて実施している。岩手国体に向けた「花いっぱい運動」や「わんこ体操」等の催しにも参加している。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>津志田つばさ園と主任児童委員や保育所の第三者苦情解決委員との定期的な情報・意見交換を実施し、また、地域役員会にも出席して福祉ニーズの把握に努めている。園開放の際の育児アドバイス(絵本、遊び、食事等について)や園開放、入所希望児の施設見学等で保育園の情報を提供している。また、災害時には備蓄(ミルク、おむつ、水、暖、アルミシート等)の提供や保育園開放の災害対応や、地域の道路の木の剪定、防虫、除雪、除草なども行っている。いろいろな事由による保育需要(一時保育や休日保育、病児保育など)の情報も把握しているが、地域の福祉ニーズによる生活課題に対応した地域社会での貢献活動(当該の社会福祉事業や補助事業等は除き)を主体的、積極的に行っているとはいえない。なお、これらの公益的な事業・活動等については、法人との連携や事業計画に明示することも求められる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内での共通の理解をもつための取組が行われている。法人(福祉施設・事業所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢として、個々の福祉サービスの標準的な実施方法を「保育課程」として定め、年度初めの職員会議で周知するとともに、職員に配付し日々の実践において常に「保育課程」に立ち返り実践を積み重ねている。「保育課程」の中に、社会的責任や人権尊重、個々の最善の利益を盛り込み、また児童憲章、児童福祉に関する勉強会も実施し、これらを日々の指導案、日誌などにおいて利用児の定期的な状況把握、評価などに活かすよう努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
<p>評価者コメント29</p> <p>利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p> <p>法人の「就業規則」等とともに、事業所の「保育課程」等においてプライバシー保護について明記している。「虐待防止マニュアル」を整備するとともに、虐待の疑い対応、相談、確認に努め、虐待に関する研修会へ進んで参加し、知識を取得し業務に反映できるよう、事業所内での研修、外部研修の報告の機会を設け職員への徹底を図っている。また、環境面では排泄や着替え際の着替え(お漏らし・着替えなど)ゾーンの工夫は、園児のプライドを傷つけないように配慮している。さらに、家庭調査書においても、プライバシー欄を設け(写真、TVの掲載についての可否)対応している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>理念や方針はいつでもだれでも確認できるように事務室前に掲示し、しおり等も手に取って見ることが出来る場所に常時備え、各クラスの紹介、組織の紹介、保育の流れ等を写真や図などでわかりやすく掲示している。また、外部に対しても嘱託医の医療機関、自治会、「たろっこ」(津志田地区老人福祉センター)などに配付し、事業所の紹介に努めている。利用希望者の見学受入れにも個別に対応し、入園前には重要事項説明書、園のしおりの内容はもとより、利用者からの質問に対して、丁寧な説明と対応を行っている。さらに広報誌(「園だより」)の配布、ホームページでの紹介、市の広報でも広く事業所の紹介に努めている。保護者等に対しても、家庭との連絡帳、授業依頼文書、嗜好調査などから、利用者のニーズ把握に努め、ニーズに応じた見直しを速やかに行なうよう対応している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント31</p> <p>福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等にわかりやすく説明している。</p> <p>盛岡市子ども未来課から入園対象者についての依頼には園長、主任が窓口となり受入れの対応をしており、その後のサービス利用開始に際しては、重要事項説明書の内容を丁寧に説明し、子ども未来課の書式に則り、記載例を示した上で、保護者の同意を得て手続き書類を作成し残している。保護者が疾患を抱えている等児童相談所からの緊急受入れの要請があるケースについては、児童相談所との連携を図り慎重に対応している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>入所、継続、退園等の関係手続きは、事業所・保護者・未来課と連携しながら、子ども未来課の関係書類に則り手続きを取ることとしているが、これまでに転園に関しては本人の状況など情報提供を求められ協議した実績はまだない。小学校入学時には申し送りとして本人の状況に関して「保育要録」により情報提供しているため、今後においては、転園時などについても、あくまでも対象児童にとって最善の利益を図るために必要に応じ可能な範囲での事業所間での情報提供、交換の方法、仕組みを設け、保護者等の同意のもとで適切な福祉サービスの継続性を保てるよう取り組まれることが望まれる。サービス終了後の相談に対しての相談窓口は設置しており、相談しやすい仕組みを作っている。(延長手続き、仕事復帰による保育時間延長等)</p>		

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>利用者満足度の把握のために、園行事の都度のアンケート実施、各クラスに設置している保護者回覧ノートからの意向等の情報収集、年1回の保護者面談における聴き取り、クラスの個別面談や懇談会、保護者会幹事会、保護者主催の行事の際に、主任を中心に職員が出席して、個々の成長や家庭での様子を確認しながら子育ての共有を図るとともに、利用者満足度の把握に努めている。把握した意見要望、満足度は職員会議の議題に提案し、職員全体で話し合っている。話し合った内容等については園だよりや保護者会幹事会において報告するとともに、分析、検討の結果は、次に計画を立てる際に見直し、改善を図っている。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>「苦情解決要綱」の規程に則り体制を整備し、利用者に対しては「重要事項説明書」、「園のしおり」で丁寧に説明している。また、事業所内に掲示、意見箱を玄関に設置するなど、常に相談しやすい環境を整えるよう取り組んでいる。利用者からの苦情、意見要望に対しては、広報誌、ホームページ上でも公表の他、個別にフィードバックし福祉サービスの向上に取り組んでいる。さらに、苦情、意見要望に関しては、職員に周知、検討し、改善策の共有に努めている。</p>		
35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
<p>評価者コメント35</p> <p>利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者へ伝えるための取組が行われている。</p> <p>相談、意見を受けるに当たりプライバシー保護の観点から医務室や2階会議室などの個室を利用し、保護者の気持ちに寄り添って話を聞くように努め、相談しやすい環境を確保するようにしている。「重要事項説明書」、「園のしおり」等で、苦情、意見、要望の受け付けについて周知を図るとともに、個別の面談や玄関への意見箱を設置、各部屋に備え付けの「保護者会ノート」(情報交換や事業所への意見など自由記載となっている)など様々な方法での相談、意見を寄せられる方法を確認しており、3歳未満児クラスでは連絡帳を利用し、日々の子どもの様子や子育てに対するの悩みなどの把握に努めている。</p>		
36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>評価者コメント36</p> <p>利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>意見や要望を受け付けるにあたり、マニュアルとして「意見・要望の解決のための仕組みについて」を整備し、利用者や職員に周知し、相談を受けた際は、内容については受付書に記載し、会議等で職員に周知を図りその対応に取り組んでいる。これまでの主な内容として、ロータリーでの自動車の出入り、門扉、登校園記録簿の置き場所等に関するご意見、ご要望などがあり、受付した意見、要望に対して迅速に職員間で把握、検討し、解決策について利用者へ回答、配付してフィードバックに努めている。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築し、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>利用者の安全、健康管理にかかわる責任者(園長、看護師)を事務分担当で明示、周知している。また、各種対応マニュアルを整備、職員全体で確認し、周知している。発生時にはすぐ対応できるように各保育室にも「危機管理マニュアル」ファイルを備え付け、保護者に対しても廊下に掲示するなどし、理解が得られるよう取り組んでいる。市から不審者情報などの情報を収集するとともに、近隣の不審者情報も掲示し、情報を提供している。ヒヤリハット、事故報告を随時収集し、利用児のケガ等の事案を発生要因を分析し、反省点から再発防止の改善策を検討、職員全体で周知を図る一方、安全に関する研修会には職員が必ず参加し、報告とともに周知理解を図り、日々の保育場面でも、毎月、各クラスで安全点検チェックを行い、定期的な安全見直し、全体的な安全確保に努めるとともに危険な個所があった場合には速やかに改善している。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。利用児の健康管理、保健衛生に関する役割を業務分担にて明示。感染症に関わる各種マニュアルを細かく整備し、職員へ周知している。特に、嘔吐処理等は適宜に講習会を開き、手順等共有化を図るとともに、職員のみならず保護者にも手洗い、消毒液、酸性水、アルカリ水の活用、マスク、感染症に関わる情報など、「保健だより(毎月配布)」はもとより市内の感染症状況や胃腸炎等の情報を保護者に随時情報提供(玄関ボード)等を行っている。嘔吐処理セットも各所に準備、マニュアルに始末処理を具体的に示し徹底する他、実際に嘔吐があった利用児については別室(ホール等)個別避難を徹底し、汚物処理についても事業所内での更なる感染拡大を防ぐため、基本的に汚れた衣類などは園では洗わず、密封の上持ち帰っていただくよう徹底している。利用児の手洗い指導は日々の生活の中で習慣づけているが、看護師からの手洗い指導も実践し、一人ひとりが感染症予防のための意識を持つことができるよう取り組んでいる。マスク着用が可の利用者にはマスク着用を励行し、また、検温は自宅、登園後、お昼寝後、夕方のお迎え前に実施し、特に熱性けいれんの履歴のある利用児については昼食前にも実施を徹底している。マニュアルにおける嘔吐処理、消毒液のつくり方、玩具消毒の仕方等は看護師が中心に見直し検討し、周知している。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。各種災害時のマニュアルを整備し、職員へ周知するとともに、各マニュアルはすぐ確認できるよう各保育室に備え、保護者、来園者にもわかるように事務室前にも掲示している。事業所の立地条件から近隣の新幹線の高架橋の崩落、河川の氾濫などが想定されるが、台風、水害に備え建物2階への避難訓練を実施し、子どもが安全に避難できること、スペースの確保が実際に可能であることなどを確認している。地域の防災訓練にも参加し、近隣の老人保健施設や津志田老人福祉センターと連携し、二次避難の訓練も計画に沿って実施している。災害緊急時に備えて避難リュックを準備し、保護者、職員の安否確認が取れる名簿(定期的に見直し)も携行できるよう常備するとともに、災害用の備蓄リストを作成し、事業所2階の倉庫(職員更衣室)などに備蓄品を十分確保している。このほか、災害が発生した際の備蓄品を使用する給食マニュアルも作成しており、災害発生時はもちろん、その後の子どもの安全確保など備えが十分である。</p>		

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p>評価者コメント40</p> <p>提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた福祉サービスが実施されている。事業所として、基本姿勢や利用者の尊重やプライバシーの尊重など基に、「保育課程」を提供する福祉サービスの標準的な実施方法として定め、文書化し、全職員に徹底している。マニュアルやフローチャートをもとに園内研修や会議等で確認周知し、指導計画の記載の仕方等は個別の指導も徹底している。またこの「保育課程」に基づき、日誌、指導計画、保育の自己評価など一貫した保育計画の作成と実践を展開し、課題に向けた取組が行われている。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>「保育課程」をすべての保育の基本とし、日誌、月、週案で保育の見直しや評価を行ない、また、毎年度2月には、「保育課程」を検証、見直しの時期として位置付け実施している。4期にわたって個々の利用者の成長のまとめである「児童票」を作成し、成長する利用児の保育の課程の中での個別の発達を把握することを徹底して行っている。(離乳食、除去食、アレルギー、発達支援等個別のサービスにも反映されている。)さらに、アンケートや個人面談等で見た意見や提案は職員会議の議題として取り上げ、検討協議下結果は保護者にフィードバックするとともに、保育に反映し、より良い方向につなげられるよう努めている。現在の取組を基に、今後において、事業所全体として標準的サービスの実施方法としての「保育課程」の定期的、かつ組織的見直し検討の仕組みが確立される。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定してる。	a
<p>評価者コメント42</p> <p>利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</p> <p>福祉サービスの実施計画の策定責任者(主任)を定め、事務分担表にて明示している。児童票、健康の記録等やアセスメントについて、マニュアル(記録方法等)に基づき作成している。保育者以外にも、健康面に関しては栄養士、看護師を中心に、プライバシーに関すること、健康面に関すること、発達支援、気になる事項などを把握し、職員全体で確認している。3歳未満児をはじめ保育、発達過程を踏まえながら、個別の指導計画を立て、ひとり一人に寄り添った保育となるよう計画を策定している。また特に発達支援児などの個別ニーズによっては、児童発達支援事業所のいるか教室つじだ、県立療育センター、岩手県福祉総合相談センター、保健所、教育委員会、各小学校等との連携を図りながら、個別の保育の実施計画を策定し支援を行っている(巡回指導、ケース研究、個別指導、小集団指導等)</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 会議のフローチャートを作成し、職員周知の仕組みを作っている。園内研修の中で、年間の反省や自己評価を行う計画を盛り込み、職員間で話し合っているが、福祉サービス実施計画の見直しのための検討会議としての開催はできておらず、主任や園長がチェックするに留まっている点は、今後さらに、課題に対する方向性を見出し、それを共有し実践しながら質の向上を図る上で、組織的に実施計画の見直し、検討と次年度の計画策定への流れ、仕組みづくりの整備がなされると、事業所内で現在の実践過程を踏まえた上で計画策定に結びつくものと思われる。保護者に関すること、園児に関すること、給食に関すること等、緊急に実施計画を変更する必要がある場合は適宜に対応している点についても、流れや仕組みを整理し職員で共有されることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 「児童票」その他一連の記録等は事業所で統一した様式を定め記録されており、提供した保育サービスの状況についてかなり細やかに個々の状況が把握されている。また、これら記録等文書作成の仕方はマニュアルに沿って行うことが徹底されており、個々の職員により記載の仕方に差異が生じないように日々指導されている。日々の各現場等の報告や、早番、遅番の職員の間での伝達事項、あるいは家庭に伝えること等職員間での「連絡ノート」の記載、また諸会議、回覧、口頭伝達等で情報の共有化が図られている。一方、日誌をはじめ情報共有の方法として文書関係の事務量が多くなっていることは、保育現場での保育者、看護師等が子どもへより密な関わりを実現するうえでも、また職員の心身の業務負担を軽減するうえでも課題となっており、パソコンのネットワークや計画・記録作成システムの導入、活用等による事務作業の省力化を検討することが望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45 利用者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 利用者の記録管理については、法人の服務規程、事業所の倫理規程、職員心得等で守秘義務について規定し、記録管理の責任者を園長とし、また取り扱いについては園のしおり、重要事項説明書で保護者にも周知している。法人として個人情報取り扱い規程は平成16年度に規程化、マイナンバー制度実施に係る規程も平成27年度に設けている。また、個人情報の取り扱いに関しては、園内研修等で服務規程、倫理要綱等と併せ研修の場を設けているが、周知方法としては他の規程も含め、職員回覧となっているものもあるため、今後職員個々への配布、携行させ、より周知徹底できるよう取り組まれることが必要である。</p>		

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。保育課程が児童憲章、児童の権利に関する条約、保育所保育指針などの趣旨を的確にとらえ、6項目の保育方針、保育目標に基づいて編成され、年間指導計画、月間指導計画に反映されている。また、近隣の地域性や保育ニーズを把握し、地域の子育て状況、保育時間なども考慮するなど、地域の実態に即したものとなっている。保育課程は、園内研修などを通して年に一度見直しが行われており、定期的な評価、改善がなされている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。保育室は明るく衛生的で、安全に配慮された心地よい環境が整えられている。日々の保育を通して子どもの心身の状態を把握し、日誌や児童票などに発達の様子が細やかに記載され、一人一人の子どもの成長に合わせた個別の指導計画が作成されている。保育者は子どもに常に笑顔で接し、ゆったりとした雰囲気の中、授乳、離乳食、睡眠など、個々の子どもの生活リズムに応じた適切な援助がなされている。また、連絡帳のやりとりや、園登降時の保護者との会話、個別面談や保育参加などを通して家庭との連携を図る取組が積極的に行われている。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。登園時の観察や保護者との会話、連絡帳、早番ノートなどを通して子どもの心身の状況を把握し、職員間で情報が共有されている。基本的な生活習慣については、子どもの自分でやろうとする気持ちを尊重し、個々の子どもの発達に応じた丁寧な援助がなされている。保育環境の整備については、子どもが十分に探索活動が楽しめるよう安全な空間を確保し、子どもの興味関心に即した玩具や遊具が用意され、遊びを中心とした子どもの自発的な活動を促す環境作りが工夫されている。保護者に対しては、園登降時に子どもの発達の様子をこまめに伝えとともに、相談に応じるなど連携を図る取組がされている。</p>		
A④	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。各保育室には発達に応じて、様々な玩具や遊具が用意され、子どもが自分の好きな玩具で遊んだり、友だちと関わりながら遊びを一緒に楽しむための環境が整えられている。また、基本的な生活習慣の定着を図るためのねらいや内容が指導計画にもりこまれ、身の回りのことが無理なく自分でできるよう、適切な援助が行われている。5歳児の保育に関しては、畑作りで、野菜の植えつけから収穫までを体験したり、運動会や発表会などの行事や遊びを通して、友だちと協力して取り組めるような活動が多く取り入れられている。子どもの育ちや協同的な活動等については、園だより(保護者向け)、クラスだより、地域版園だよりなどで保護者や地域に伝えられている。</p>		
A⑤	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。子どもが小学校以降の生活に見通しを持てるようにする機会として、小学校での交流授業や児童センター見学などを実施している。また、指導計画には小学校就学に向けて、子どもの創造的な思考や好奇心を伸ばすような活動や、子ども同士で問題を解決したり、協力して取り組めるような活動がもりこまれ、取組がされている。保護者に対しては、個別面談を通して就学についての相談を受けたり、クラスだよりなどで就学に関する情報提供をしながら、子どもの小学校以降の生活について見通しがもてるように支援が行われている。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育		第三者評価結果
A⑥	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント6</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>0・1歳児の保育室には、畳の部屋があり、乳児がゆったりと寝転んだり、ハイハイや歩行が安全にできるような環境が整えられ、授乳用のソファも設置されている。また、調乳室や手洗い場、トイレ、沐浴室など明るく清潔な環境が保たれ、定期的に玩具の消毒も実施されている。幼児クラスの保育室には、ゴザやマットを敷いて遊びのコーナーを設けるなど、子どもがくつろいで、安全な環境のもとで遊びが展開できるような環境が工夫されている。どのクラスも複数の担任保育者が配置され、子どもに寄り添った関わりをするなかで、子どもの情緒の安定を図り、子どもが安心して生活できる人的環境を整備している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント7</p> <p>基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。</p> <p>食事、排泄、睡眠、着脱など、基本的な生活習慣が身に付くよう適切な環境が整えられ、一人一人の子どもの状態に応じて急かしたり、強制したりすることなく、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切に、人権に配慮した援助・対応がなされている。また、子どもが様々な遊具や用具を使って運動遊びが楽しめるよう環境が工夫され、散歩や戸外遊び、サッカー教室やプール、冬のそり遊びなど、季節に応じた運動遊びの活動が取り入れられ、子どもが自らすすんで体を動かすことができるように働きかけが工夫されている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>各保育室には発達に応じた玩具、ホールにはブロック遊びや、ままごと遊びなど、共通して遊ぶことのできる玩具や遊具が用意され、クラスや異年齢の子ども同士と一緒に関わって遊べるような環境が工夫されている。また、当番活動など年齢に応じて役割を果たせるような活動や、社会的ルールを身につけることをねらいとした行事や活動が指導計画に盛り込まれ取組がなされている。今後、子どもが主体性を発揮し、自らの興味関心にそって様々な玩具や用具、素材などを自由に取り出して遊べるような環境の整備においては、さらなる工夫が期待される。</p>		
A⑨	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント9</p> <p>子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>当園の畑で野菜作りをし収穫したものを味わったり、園庭の草花を利用してままごと遊びをしたり、散歩や園外保育を通してどんぐり拾いやザリガニ採り、トンボ採りなど、身近な自然と関わる様々な活動が行われている。散歩の際には、地域の老人施設に立ち寄り入所者と触れ合ったり、やきいも会や餅つき会などの行事に地域の人を招待するなどして交流の機会を設けている。これらの活動は、子どもが主体的に身近な自然や地域の人たちと関わることのできる活動として保育課程、指導計画に位置付けられ、適切な援助、配慮のもとで取組がなされている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>子どもの心の育ちや言葉、表現力を豊かに育む取組として、保育に絵本や紙芝居を積極的に取り入れている。また、読み聞かせの会を定期的に開催したり、パネルシアターや影絵などを通して様々な言葉の表現や話し言葉に触れる機会を設けている。子どもが自由に歌ったり踊ったりすることができるようCDを用意してコーナーを設けたり、リズム運動やダンス、劇ごっこなど身体を使った様々な表現あそびが楽しめるよう工夫がされている。ただし、子どもが楽器に触れる活動は主に行事や一斉活動の中で行われているため、子どもが自分自身の興味・関心に応じて、様々な楽器に触れて楽しめるような環境作りの工夫、検討が望まれる。</p>		
A-1-(3) 職員の資質向上		第三者評価結果
A⑪	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が十分図られている。</p> <p>保育者は指導計画(月案・週案)に基づいて子どもの育ちを確認し、保育実践の振り返り、保育の評価・反省を行い、課題を明らかにして保育に反映させている。主任はコメントを記載しクラスの保育を評価している。保育士等の自己評価は、「保育士のための自己評価チェックリスト」を用い、年に一度、定期的の実施している。また、担任間でクラスの保育の評価・反省を行い会議で報告している。自己評価を踏まえ、園全体の課題や目標について話し合い、共通理解をもって保育の改善や保育の専門性の向上につながる取組がされている。</p>		

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性		第三者評価結果
A⑫	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育者の援助が行われている。</p> <p>子ども一人一人を受容するため、指導計画・個別計画を作成し、3歳未満児は連絡帳のやりとりを中心に生活リズムを把握し、個別対応で援助している。また、勤務形態が複数担当制とローテーションで行っていることから、保護者との信頼関係が希薄にならないよう、申し送り記録簿を整備し職員全員が保育園の子として情報が共有できるようにしている。保育内容においても職員の動きに合わせるのではなく、子どもたちが主体的に活動できるよう、人的・物的環境に配慮していることが、ディリープログラム・月案・指導計画・保育日誌の中にもきちんと記録され、子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育者の援助が行われている。</p>		
A⑬	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<p>評価者コメント13</p> <p>障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。</p> <p>集団保育の中で子ども同士が共に育ちあえるよう、必要な手立てや配慮を個別指導計画に盛り込み、実施している。また、子どもの状況に応じた物的環境も整えられている(廊下には物を置かずスペースを確保、その子に合わせた手づくり椅子、玄関にはスロープを設置、車いすで使用できるトイレの設置など)。人的環境としては、長年発達障がい児の専門施設で経験を積んだ職員を配置し、その職員が中心となり、子どもの苦手な分野に即した小集団の指導に取り組んでいる。保護者との連携では、関係機関との連携も含め情報や支援方法等を共有するとともに、記録にも残し、計画に盛り込みながら家庭と保育園と一緒に取り組めるよう配慮されている。職員研修も実施されているが、今後は研修計画を立てることで継続的に職員の資質向上につなげていくことが期待される。</p>		
A⑭	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に十分配慮されている。</p> <p>延長保育の計画を立てゆったりできる時間や連続性に配慮している。16時以降もクラス単位の保育を基本とし、子どもの負担をなるべく少なくするよう配慮している。乳児については、夕方寝ができるよう0歳児クラスでの保育を実施し、1・2歳児は合同になるが量のある1歳児クラスでゆったりと過ごし、幼児組も合同になるが好きな遊びに取組んだり過ごせるよう、延長保育時間に対しても物的・人的環境への配慮が見られる。申し送り事項についても記録簿を作成し、記入内容も職員が統一を図り、保護者・担当への伝達がスムーズに伝わる様整備されている。また保健日誌も必ず早番、遅番の職員が見る体制を整え、健康面への対応も保護者との連携に配慮し、伝達に漏れがないよう工夫が見られる。延長児のおやつも献立表を作成し軽食を提供している。</p>		
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		第三者評価結果
A⑮	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。</p> <p>保護者は入園時に家庭から健康の記録に病気や予防接種の状況等を記載し保育園に提出している。その情報に基づいて個別の健康の記録簿を作成し、健診の結果や身体測定の結果を記載し家庭に返し、確認と追加の予防接種などの記載もしてもらっている。[年2回(6月・3月)行っている]職員には健診結果を一覧表にして、所見があった子については、職員会議で報告し、各クラスの担任は健診結果を健康の記録に記録している。保健計画・健康管理に関するマニュアル(怪我病気等発生対応・虐待マニュアル・食中毒対応・感染症対応・保育園における消毒・嘔吐処理・感染性胃腸炎感染予防・SIDS・心肺蘇生・食物アレルギー・ひきつけ)等作成し職員一人一人に配布するとともに、クラスにも備えつけ、職員への周知を図っている。また、園内清掃・玩具等の消毒は、酸性水で毎日つくり実施している。乳児用の玩具は午前用・午後用を準備し使用している。</p>		
A⑯	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。</p> <p>ランチルームが厨房のそばに設置され、年長児は毎日厨房の様子も観察でき、厨房職員との交流も図れる環境となっている。テーブルも木目で大きく家庭的な雰囲気も感じられ、ゆったりとした雰囲気となっている。食事の量も子どもたちのその日の状況に応じて調整したり、子どもの食欲に応じておかわりもできるようビュッフェ風となっている。年長児以外は誕生会や行事食の時にホールで全員での会食や季節や天候に応じてテラスでの会食など食事のスタイルに配慮し、楽しく食事ができるよう工夫している。保育課程の中に食育の項目も取り入れ、毎年テーマを設けそれに基づいて食育計画も立てられている。その食育計画に沿って各クラスが栄養士と連携し指導計画を立て、3歳以上児を中心に畑で栽培した野菜を収穫し、給食の食材として提供している。また、厨房の造りとして配膳と下膳の場所が分けられており、衛生面への配慮も見られ、子どもが配膳や片づけに参加しやすい環境となるよう工夫されている。</p>		

A⑰	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。</p> <p>食事調査をして好き嫌いを把握し、残食状況を毎日チェックするとともに、園長の検食等も参考とし献立や調理に生かし、そのことを検食簿・給食日誌・献立表に記録として残している。また、季節の食材を取り入れた献立をたて、活動紹介を写真入りで発行し、保育園での子供の様子を家庭に知らせる等の工夫もなされている。食器は有害物質の出ないE-エポカルを使用している。乳児については毎月、離乳食調査によって家庭での離乳食の状況を把握し、0歳児クラスの担任と栄養士が打ち合わせをし、家庭との連携に努めている。また、体調がすぐれない子に対しては、食事の内容を替えるなどの配慮もし、何を何に変えたのかを家庭に知らせ、給食日誌にも記載している。栄養士と担任は、「栄養士食育、離乳食、アレルギー等対応記録簿」に対応状況等を記録し連携を図り食事内容の改善にも努めている。</p>		
A⑱	A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。</p> <p>健康診断が終わるたびに看護師から職員会議でその日の様子や園医の話を報告してもらい、健康診断結果一覧に記載し職員が把握しやすいよう整理している。また、所見のあった子に対しては、保護者に結果をお知らせし受診をもらう。その結果を医師より受診報告書に記載してもらい保護者から提出してもらっている。家庭との連携は健康の記録を年2回家庭に戻し、確認や予防接種等の追加記録をもらうとともに、保健だよりの内容に園医のアドバイスやお話等を掲載し共通の認識を持つよう配慮し保育に反映している。</p>		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		第三者評価結果
A⑲	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント19</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。</p> <p>それぞれの疾患に応じて保護者から聴き取りをして、医師の指示書・診断書・意見書による主治医の診断・意見に従い、対応マニュアル等も作成し年度初めに職員が共通認識の下対応できるよう体制を整えている。記録としては申し送り簿(早番遅番日誌)に記録し、個別マニュアルも作成している。特に食物アレルギーについては献立表に代わりの献立を記載し、食物アレルギーチェック表を作成し、食べても良い詳しい食材を掲示し、わかり易くするよう工夫している。アトピー性皮膚炎や乾燥肌の子の薬は一週間看護師が預かり、一日一回保育者が塗布する方法で、毎日服用カードに記入しなくても良い方法を取り家庭との連携に努めている。除去の子の食事の提供については、間違いのないよう名前がついたお盆にセットして他の子と区別して出す等の工夫もなされている。また、アレルギー症状が出た場合に備え、マニュアルに沿って対応できるように園内研修もしている。看護師は研修に参加、報告し職員への周知を図っている。</p>		
A⑳	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
<p>評価者コメント20</p> <p>調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。</p> <p>園長が核となり衛生管理マニュアルを作成し、実施するに当たり「衛生点検表・衛生管理点検表・調理従事者個人別健康観察記録表」を作成し、毎日チェックできるよう体制を整備している。また食中毒事故発生時の連絡体制と対応フローを作成し、年度初めに職員に周知するとともに、マニュアル等は各自に配布し、いつでも確認できるようにしている。栄養士、調理員は年に数回研修に行き衛生管理の知識向上に努めている。</p>		

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A㉑	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。</p> <p>食育年間計画を柱に月別の食育計画も立て、家庭との連携についても食育年間指導計画の中に「家庭への働きかけ」をきちんと位置づけ連携を図っている。食事に関する調査や離乳食調査で食事の状況を個別に把握して、連絡ノート等で個別対応にも努め、職員間での情報の共有化も図っている。幼児食献立 離乳食献立 特別延長おやつとそれぞれの献立をたて、給食だよりに人気のレシピを載せたり、夏以外はサンプルを毎日玄関に置き、保護者に保育園で提供する給食に関心を持ってもらうよう取り組んでいる。保育参加で一日保育者になってもらい試食する機会を設定しており、その際、栄養士も各クラスを回って保護者と対話し保育園として配慮していることを伝えたり意見や感想を聞く場としても活用している。玄関には給食室からの食育に関する情報や活動を掲示し、保護者が食育に関心を持てるよう取り組んでいる。作る楽しさや食べる楽しさを親子で味わうことをねらいにおにぎりづくり、ひつまぶしなども企画し、家庭との連携に努めている。</p>		

A②②	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。</p> <p>記録する内容にばらつきが生じないよう、記録マニュアルを作成し、職員が共通の視点ポイントで記録できるよう整備されている。個別の相談を受けた時は、相談受け付け書に記載し、送迎の際の記録は連絡ノートに記載している。0・1・2歳児は日々の情報を連絡帳に記載し保護者に伝えている。幼児組はクラス別個別ノートに記載しどの職員も把握できる体制を整備している。日々の保育内容はクラスのホワイトボードに記載・送迎の際は、その日の個別の出来事などは口頭で告げられる内容は話し、コミュニケーションの場とも信頼関係を深めるきっかけの場ともしている。また、クラスだよりでクラスの子どもの様子や発達を伝え、保護者支援に努めている。</p>		
A②③	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。</p> <p>新入児の保護者には入園説明会で入園のしおりを使用して、理念・保育方針等を説明し、年度初めに全保護者に対し保育園に関する重要事項について説明をしている。また、園だよりで今年度の保育のテーマや食育のテーマを知らせている。さらに保護者の理解を深めるため、毎月発行する園便りに園のねらい方針として行事や子どもの姿・保育の様子を載せ、園長を中心に共通認識の下取り組んでいることを伝え、保護者との共通理解を図る手段の一つとしている。保育参観では各クラスごとに、ねらいや見ていただきたいポイントを記載したおたよりを保護者に事前に配布し、育児に関しての共通理解が図れるよう取り組んでいる。また、個別面談も個別の姿に応じて実施し、保育参観後は事前に子育ての悩みについてアンケートを取り懇談会も実施し記録にも残している。さらに平成25年より毎年保育参加週間を設け、一日お母さん(お父さん)先生になって保育に参加し日々の保育について体験していただき共通理解の場としている。保護者からの感想も好評で参加者の言葉で記録され整理されている。参加者も徐々に増えてきており(78世帯中69世帯の参加)意見等は保育に生かされ保護者理解の良い機会となっている。</p>		
A②④	A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
<p>評価者コメント24</p> <p>虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。</p> <p>虐待マニュアルを作成し、目に付くところにはポスターを掲示し、虐待防止のために相談等できる機関の電話番号カードの掲示なども行い、普段から虐待につながる行為が行われないよう「ワンポイント育児コーナー」を園だよりに掲載している。気になる子については、毎日の視診を職員間の連携の下行っており、特に月曜日は良く見るようにしている。保護者との会話を大切に、普段から家庭の様子が分かるような話しかけをしている。不適切な養育が疑われる子に対しては、気持ちを優しく受け止めたり、その子が安心する保育士が関わり心の安定に努めている。また職員間の連携を図る意味で、会議等で個別に配慮を必要とする子に対しての報告を行ったりケース検討も行っている。開園当初から虐待の研修にほとんどの職員が参加しており(昨年度は園長他12名参加している)、津志田つばさ園独自のマニュアルを作成する時には職員で確認し合うなど虐待予防に努めている。</p>		